

基本理念	基本目標	基本課題	施策の方向	新 施策 NO	旧 施策 NO	具体的施策	所管課等	指標
一人ひとりが人として尊重され、その個性と能力を発揮できる社会の形成	I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり	1. 男女共同参画への意識づくり	①男女共同参画・人権尊重意識の啓発	1	1	【男女共同参画に関する講座等の実施】 男女共同参画社会の実現に向けた講座や講演会を実施します。	企画室	年1回以上
				2	2	【法制度の周知】 男女共同参画社会基本法をはじめ、各関連法制度の周知に努めます。	企画室	
				3	3	【人権尊重についての広報・啓発】 人権擁護委員と連携し、人権尊重についての広報・啓発に努めます。	秘書広報課	年1回以上
				4	4	【男女共同参画に関する情報発信】 市ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画室	年3回以上
				5	5	【男女共同参画の視点に立った広報活動】 広報紙やその他様々な媒体において、男女共同参画の視点に立った広報活動に努めます。	秘書広報課	
				6	6	【障害のある人への理解と権利擁護】 障害のある人の権利を擁護し、障害を理由とした差別の克服や解消に向けて勉強会・研修会を開催します。	障害支援室	年1回以上
		2. 一人ひとりを大切に の推進	③学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	7	7	【男女共同参画市民意識調査の実施】 男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に意識調査を実施します。	企画室	
				8	8	【資料の充実】 男女共同参画に関する資料の収集と提供に努めます。	公正図書館	
				9	9	【企画展の開催】 男女共同参画週間に合わせて関連図書の企画展を開催します。	公正図書館	年1回以上
		10		10	【個性を生かす進路指導】 性別にとらわれず、自分の進路や職業選択を考えられるようなキャリア教育を充実し、主体的に進路の選択ができるように指導します。	指導室	全小中学校で実施	
		④家庭・地域社会における学習機会等の充実	11	11	【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導します。	指導室	全小中学校で実施	
			12	12	【教職員への意識啓発】 性別にとらわれず一人ひとりの個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	指導室	全小中学校で実施	
			13	13	【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します。	指導室	全小中学校で実施	
			14	14	【講座等の開催】 講座等の開催にあたっては、社会的性別にとらわれず、広く参加者を募集します。	市民センター		
			15	15	【家庭教育学級の実施】 幼児、小中学校の児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育の重要性を学ぶ機会を設けます。	市民センター		
			16	16	【教育相談事業】 保護者が抱える児童・生徒の学習、交友関係などに関する悩み等を解消するため教育相談を実施します。	指導室		
	II あらゆる暴力を根絶する環境づくり(DV防止基本計画)	3. 暴力を許さない環境の整備	⑤人権尊重と暴力防止の意識づくり	17	17	【DVについての啓発】 チラシの配布や「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは人権侵害であることを周知します。	企画室	年1回以上
				18	18	【児童虐待防止対策】 児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	保健事業室	
				19	19	【セクシュアルハラスメント等の防止】 千葉労働局などと連携してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に関する啓発を行います。	産業振興室	
				20	20	【DV予防セミナーの実施】 生徒を対象としたDV予防セミナーの実施について、高等学校へ働きかけます。	企画室	
				21	21	【千葉科学大学と連携した広報啓発の実施】 デートDV等の被害防止のため、大学生に対する啓発活動を実施します。	企画室	年1回以上
		⑥暴力の早期発見・早期相談に向けた環境づくり	22	22	【早期発見への取組】 乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問などを通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	保健事業室	未把握0件	
			23	23	【児童の見守り】 PTA等と協力し、登下校時など、児童の安全を見守るための活動を行います。	指導室	全小中学校で実施	
			24	24	【相談窓口に関する広報の充実】 多様な媒体を利用した広報活動を実施し、相談窓口の周知を図ります。	企画室 障害支援室 子育て支援課	年1回以上	
			25	25	【外国人のDV被害者への情報提供】 外国人向け相談窓口カードなどを活用し、多言語での相談窓口の周知を図ります。	企画室		
	4. DV被害者支援の充実	⑦安心して相談できる体制づくり	26	26	【相談体制の充実】 DV相談員、家庭相談員等が連携し、相談体制の充実を図ります。	障害支援室 子育て支援課 保健事業室		
			27	27	【DV相談員等の研修機会の充実】 被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、DV相談員等の研修機会を充実させます。	子育て支援課	年1回以上	
			28	28	【人権侵害に対する相談の充実】 人権相談の充実や法務局との連携を図ります。	秘書広報課	月1回	
			29	29	【市民相談センター運営の充実】 誰もが安心して相談できるよう、市民相談センターの運営の充実に努めます。	秘書広報課		
		⑧関係機関との連携による支援体制の充実	30	30	【DV被害者の支援】 関連機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに状況に応じて緊急避難支援を行います。	子育て支援課		
			31	31	【要保護児童対策地域協議会の活用】 児童虐待は多様な関係機関による支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会の活用を図ります。	保健事業室		
			32	32	【緊急保護協力施設との連携】 介護施設等と協力し、虐待などにより緊急保護が必要な高齢者・障害者に対応します。	障害支援室 高齢者福祉課		
			33	33	【高齢者・障害者虐待防止支援体制の強化】 障害者虐待防止センターの設置や関係機関との連携強化により、適切な支援を行います。	障害支援室 高齢者福祉課		
			34	34	【秘密保護の徹底】 DV被害者の安全確保に十分配慮し、関係機関や庁内の関係各課が連携し個人情報保護の徹底を図ります。	課税室 債権管理室 市民室 高齢者福祉課 子育て支援課		

基本理念	基本目標	基本課題	施策の方向	新 施策 NO	旧 施策 NO	具体的施策	所管課等	指標
一人ひとりが人として尊重され、その個性と能力を発揮できる社会の形成	Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり（女性活躍推進計画）	5. 労働の場における男女共同参画の促進	⑨雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	35	35	【雇用分野の法律等の周知】 「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など雇用分野の法律や制度の周知を図ります。	産業振興室	
				36	36	【女性の職業能力開発に関する情報提供】 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報を提供します。	産業振興室	
				37	37	【再就職・起業に関する情報提供】 結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業に関する情報を提供します。	産業振興室	
				38	38	【市内事業所との連携】 職場における「固定的性別役割分担意識」の解消や女性活躍の促進を図るため、市内事業所への情報提供に努めます。	企画室	
			⑩農水産業における男女共同参画の促進	39	39	【家族経営協定の締結推進】 家族経営協定の締結を促進します。	農産課	新規締結 年1件以上
				40	40	【漁業士、農業士等の認定促進】 女性の漁業士や農業士などの認定を促進します。	水産課 農産課	
				41	41	【農業委員への登用促進】 農業委員への女性登用について働きかけます。	農業委員会事務局	
			⑪働き方改革の推進	42	42	【一般事業主行動計画策定の周知】 従業員101人以上の事業主に対して、計画策定が義務付けられていることを周知します。	産業振興室	
				43	43	【ワーク・ライフ・バランスの周知】 関係機関と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスについて周知を図ります。	産業振興室	年1回以上
				44	44	【育児・介護休業制度等の周知】 就労育児休業、介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度に関する周知を図ります。	産業振興室	
		45		45	【市の男性職員における育児参加の推進】 地域社会における男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるように働きかけます。	人事室	育休取得率 女性100% 男性30%	
		46		46	【市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発】 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	人事室		
		新規			【災害時の職員参集での配慮】 災害対応に当たる職員が育児や介護のサポートを必要とする場合、介護等のサービスを受けられる状態になってから参集するよう配慮します。	危機管理室		
		新規			【柔軟な働き方の推進】 働き方改革の一環として、テレワークなど多様な働き方の導入に向けた検討を進めます。	人事室		
		⑫仕事と育児・介護等の両立支援		49	48	【保育サービスの充実】 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課	
				50	49	【男性の育児参加促進】 「ママパパ学級」を開催し、男女がともに育児にかかわることの大切さについて理解を深めるよう指導します。	保健事業室	
				51	50	【介護サービス情報の提供】 男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します。	高齢者福祉課	
				52	51	【病児保育事業】 急病時の保育に対応するため、病児保育事業の実施について検討を進めます。	子育て支援課	
			53	52	【放課後の居場所づくり】 日中、保護者が在宅していない児童等に対し、適切な生活の場と与えられるよう放課後児童クラブ・放課後等デイサービスの充実を図ります。	障害支援室 子育て支援課	待機児童数0人	
			54	53	【固定的な性別役割分担意識の軽減】 男性・子どもを対象とした料理教室を開催し「固定的な性別役割分担意識」の軽減を図ります。	保健事業室		
			新規		【手続きのオンライン化】 育児や介護に関する手続きのオンライン化を進め、手続きの負担を軽減します。	情報政策室		
			新規		【保育所関連の活動・行事におけるオンライン化の推進】 保護者から保育所への欠席・遅刻連絡や保育所から保護者への連絡のオンライン化などを進めます。	子育て支援課	公立保育所3か所	
		⑬子育て支援の充実	新規		【学校のデジタル化の推進】 学校のデジタル化を推進し、学校と保護者間の連絡手段などのデジタル化を促します。	指導室		
			58	54	【子育て広場の実施】 在宅での子育てを支援するため、交流の場を提供します。	保健事業室	週5日	
			59	55	【地域子育て支援センターの運営】 子育て相談等に対応するため地域子育て支援センターの運営を支援します。	子育て支援課		
			60	56	【親子おはなし会等の実施】 絵本等を通じて、保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援するため、「親子おはなし会」等を開催します。	公正図書館	年1回以上	
			61	58	【子育てに関する講座等の実施】 子育てに関する講座を実施し、子育てに関する正しい情報提供を行います。	保健事業室	年12回以上	
			62	59	【LINEによる子育て支援に関する情報提供に努めます。】 子育てLINEを活用し、子育て支援に関する情報提供に努めます。	子育て支援課	2,000人登録	
			63	60	【こんにちは赤ちゃん事業】 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問し、子育てに関する情報提供や、不安・悩みなどの相談を実施します。	保健事業室	全戸訪問	
			64	61	【インフルエンザ予防接種費用の助成】 子どもに対する季節性インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します。	健康・地域医療推進室		
			65	62	【子ども医療費の助成】 子どもの通院または入院時の医療費の一部を、18歳になる年度末まで助成します。	子育て支援課		
			66	63	【ブックスタートの実施】 絵本を通じて、家庭での良好な子育てを支援するため、健診時に絵本の配布と読み聞かせを行います。	公正図書館	月1回	
		⑭市政における女性の参画促進	67	64	【女性の意見聴取機会の確保】 多様な広聴活動を展開し、女性の意見を聴取る機会の確保に努めます。	秘書広報課		
			68	65	【審議会等への市民公募促進】 意欲のある男女が広く市政に参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	企画室		
			69	66	【審議会等への女性委員登用の推進】 女性委員の登用率向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率（40%）の達成を目指します。	企画室	女性委員の割合 40%	
			70	67	【女性職員の育成】 各種研修への参加を促進することにより、女性職員の行政能力向上に努めます。併せて、公務員として男女の隔りなく職務・職責を全うするため、女性職員、職場全体の意識改革に努めます。	人事室		
			71	68	【女性職員の登用推進】 職員の意欲、能力などを考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく登用を図ります。また、職域拡大を図り、女性の登用を進めます。	人事室	女性管理職登用率 課長職22% 補佐職33%	
			72	70	【市職員におけるセクシュアルハラスメント等の防止】 市職員を対象にセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するための啓発を行い、相談等にも適切に対応します。	人事室		
			⑮地域活動における男女共同参画の促進	73	71	【市民団体の活動支援】 市民活動を支援するため、まちづくりサポートルームの利用を促すとともに、市ホームページ等を活用し、市民活動に必要な情報を提供します。	総務室	
				74	72	【生涯学習活動支援】 市民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、拠点となる市民センターの利用促進を図ります。	市民センター	
				75	73	【市主催事業における託児サービスの充実】 乳幼児を抱えた世代の社会参画を支援するため、市主催事業における託児サービスの実施について働きかけます。	企画室	
				76	74	【高齢者の地域活動と社会参加の促進】 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら、多様な社会参加ができるようシニアクラブやシルバー人材センターへの活動支援を行います。	高齢者福祉課	
			⑯防災における男女共同参画の促進	77	75	【女性の視点を盛り込んだ備蓄物資の整備】 備蓄物資の選定に際しては、女性の避難生活等に配慮するとともに、各家庭においても家族構成に応じた生活必需品等を備蓄するよう普及啓発に努めます。	危機管理室	
				78	76	【婦人防火クラブ員の育成】 婦人防火クラブ員を対象に火災予防や災害時の適正な対応、応急救護方法などについての講習や研修を実施し、地域住民の自主防災意識の高揚と共助体制を確立できるよう支援します。	消防本部	年2回
				79	77	【女性消防団員の育成】 消防団員として必要な訓練や講習会を実施します。また、新規の女性団員を増やすための入団促進PRを積極的に実施します。	消防本部	年5回
				80	78	【女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり】 地域防災計画が女性の視点を盛り込んだ計画となっているか点検し必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、男女共同参画の視点に配慮した災害対策を進められるよう女性の参画を促進します。	危機管理室	
				81	79	【自主防災組織の育成】 自主防災組織に女性の経験や能力を活用するため、男女の区別なく防災士の育成に努めます。	危機管理室	

基本理念	基本目標	基本課題	施策の方向	新 施策 NO	旧 施策 NO	具体的施策	所管課等	指標
一人ひとりが人として尊重され、その個性と能力を発揮できる社会の形成	Ⅳ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり	8. 生涯を通じた心身の健康づくり	①男女の健康保持への支援	82	80	【健康診査の充実】 健康診査に対する理解を深めるため、わかりやすい情報提供と受診しやすい体制の整備に努めます。	保健事業室	
				83	81	【生涯にわたる健康づくり支援】 年代や生活環境に応じた健康教育や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	保健事業室	
				84	82	【こころの健康支援】 うつ病など、こころの病に関する相談及びカウンセリングを実施します。	保健事業室	
				85	83	【性差に応じた健康支援の推進】 男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。	保健事業室	50%
				86	84	【スポーツを通じた健康の保持・増進】 老若男女を問わずスポーツを楽しむことができる環境の整備に努めます。	スポーツ振興室	
				87	85	【妊娠期における健康支援】 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、母子健康手帳発行時に母子保健コーディネーターによる健康相談を行い、妊娠中の異常を予防します。	保健事業室	
		⑧妊娠・出産における女性の健康支援	88	86	【産婦新生児訪問事業】 生後2か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。	保健事業室	全戸訪問	
			89	87	【出産期における健康支援】 母子の健康な生活を支援するため、乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります。	保健事業室		
			90	88	【子育て世代包括支援センターの活用】 妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援の充実を図ります。	保健事業室		
			91	89	【出前講座等の充実】 介護予防や介護者の健康づくりに関する講座等を開催するとともに、出前講座を実施します。	高齢者福祉課		
		⑨高齢者、障害者施策の充実	92	90	【相談支援体制の充実】 障害のある人の相談に対し、きめ細かい対応ができるよう、基幹相談支援センターに専門職を配置するとともに、海内圏域内で情報連携を行い広域間支援体制を構築します。	障害支援室		
			93	91	【就労支援体制の充実】 障害のある人の就労を支援するため、地域自立支援協議会の充実を図るとともに各機関との連携を進めます。	障害支援室		
			94	92	【自立への基盤づくり】 障害のある人が、地域の中で自分らしく生活できるよう、地域の特性や状況に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。	障害支援室		
			95	93	【集いの場づくり】 認知症の方や家族が交流する認知症カフェや、高齢者が運営する交流サロン等の通いの場の設置を支援します。	高齢者福祉課	4か所 (全6か所)	
	96		94	【ひとり親家庭等に対する就労支援】 就労経験の乏しい母子家庭等に対し、必要な情報提供や給付を行い、就労を支援します。	子育て支援課			
	⑩ひとり親家庭等の自立支援	97	95	【ひとり親家庭等に対する経済的支援】 手当の支給、医療費助成などを通じ、生活の安定を図ります。	子育て支援課			
		⑪外国人が安心して暮らせる環境づくり	98	96	【外国人母子等に対する就労支援】 日本語による意思疎通が不十分な外国人母子等に対し、就労支援を行います。	子育て支援課		
			99	97	【外国人児童生徒への支援】 外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実を努めます。	指導室	1校以上	
			100	98	【多言語化の推進】 外国人の定住支援のため、多言語による情報提供や“やさしい日本語”の使用を促進します。	企画室		
			101	99	【生活支援のための情報提供】 市ホームページ等を活用し、外国人へ災害時や暮らしに必要な情報を多言語で分かりやすく提供します。	秘書広報課 企画室		
	Ⅴ 計画の推進	10. 推進体制の充実	⑫庁内推進体制の強化	102	101	【計画の進行管理】 年度ごとに計画に記載された事業の取組状況を調査・把握し、銚子市男女共同参画計画推進委員会等へ報告します。	企画室	
			⑬市民や企業・団体との連携	103	102	【市民団体等との連携】 多様性を認める社会づくりのため、国際交流協会をはじめ各団体と連携していきます。	企画室	
				104	103	【銚子市男女共同参画計画推進委員会への市民参画】 委員の登用に当たっては、各団体からの推薦委員に加えて若い世代からの公募に配慮し、幅広い視点から多様な意見の聴取に努めます。	企画室	
			⑭国・県・他市等との連携	105	104	【国・県との連携】 国や県の事業を活用し施策を実施します。また会議や研修会へ参加し情報交換に努め、協力・連携を図ります。	企画室	
				106	105	【他市等との連携】 ちば男女共同参画行政担当者会議等において、他市町村との情報や意見交換に努め、より良い施策の実施に努めます。	企画室	
				107	106	【千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用】 市民の中から千葉県男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを促進するとともに近隣市町との共同事業を実施します。	企画室	